

## 鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部『職員研修実施方針』

1. 鎌倉女子大学、鎌倉女子大学大学院及び鎌倉女子大学短期大学部（以下「本学」という）は、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員が必要な知識及び技能を習得し、能力及び資質の向上を図るための研修（スタッフ・ディベロップメント。以下「SD」という）の機会を設ける。
2. SDの対象となる職員は、事務職員のほか、教育職員及び学部長、学長等執行部も含むものとする。
3. SDの具体的な内容及び形態等については、各職員のキャリアパス等も見据えながら、計画的かつ組織的に検討し、効果的かつ効率的な実施をめざすものとする。
4. SDの機会については、本学において実施するもののほか、学外の関係諸機関及び関連団体等が実施する研修への派遣・参加も含むものとする。
5. 対象となる職員は、この職員研修実施方針の趣旨を理解し、SDに積極的に参加しなければならない。

### 附則

この職員研修実施方針は、平成29年4月1日から施行する。